

土地改良事業予算の確保を求める意見書

農業・農村は、国民に安全で安心な食料を安定的に供給するだけでなく、環境、国土保全等の多面的機能の発揮を通じて、国民の生活や地域社会の健全な発展に大きく寄与しており、今後ともこれらの機能を持続的に発揮していくことが重要である。

本市では、これまで厳しい財政事情の中、農業を支える基本はその基盤にあると考え、農地と土地改良施設の整備に積極的に取り組んできた。

しかし、持続的に農業を維持発展させるためには、農地の利用集積、規模拡大による担い手農家等の育成確保、農業経営体の確保や、食料自給率向上に向けた畑作物の導入、耕作放棄地の解消等を図る農業生産基盤の整備が一層必要とされている。

特に、中山間地域においては、高齢化の進行や農地の未整備で生産条件が不利なことから、耕作されない農地が増加しており、耕作放棄地対策が急務となっている。

また、管内の農業生産を支える用排水路等の土地改良施設は、昭和中期から後期にかけて多くが築造され、老朽化により更新時期を迎えている。今後の地域農業の持続的発展に向け、施設の適正な維持管理と計画的な更新整備がますます重要となっている。

よって、国会並びに政府においては、農村環境の維持、多面的な機能を有する農村地域の再生及び食料自給率の向上を図るため、次の事項が実現されるよう強く求める。

記

- 1 農業現場の実情を十分に踏まえ、食料自給率の向上や農業・農村に与える影響を十分に考慮し、土地改良事業の予算を確保すること。
- 2 土地改良事業の廃止や補助金削減を進める場合は、地方の裁量権を尊重した財源措置をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 26 日

新潟県佐渡市議会議長 竹 内 道 廣